

一、現重役等ヨリ現在以上ノ資金ヲ捻出スルコト不可能ナルガ故
 二、債權者ノ破産申請等ニ對シテハ和議法ニヨリ
 三、更生策トシテ最モ有利ナル製品ニ限り生産ヲ繼續ス其ノ爲事業
 ヲ約三分ノ一縮少セントス
 ナル最後の案ヲ樹立シ

財團法人協同會大阪支所

行フコトニナツタ
 即チ資金關係ヲ圓滑ニスル爲重役岸本吉左衛氏ヲ社員代表中村佳人
 氏ト前後シテ訪問、更生方法ヲトルコトヲ依頼スル外代表委員ヲ選
 任、上京セシメテ白石社長ニ會社更生ニ就キ陳情シタ其後白石社長
 ノ來阪トナリ重役會ヲ開催協議ヲ行ツタガ資金ノ徹底的梗塞ヲ來セ
 ル關係上、更生ノ道ハ容易ニ發見サレズ二月十一日マデ休業シテ其
 間何等カノ解決策ヲ發見セントスル處ガアツタ
 二月十一日ニ至ルマデノ會社ノ更生策ニ就テハ種々畫策サレタルモ
 ノ、如クナルモ要スルニ
 一、現重役等ヨリ現在以上ノ資金ヲ捻出スルコト不可能ナルガ故
 二、債權者ノ破産申請等ニ對シテハ和議法ニヨリ
 三、更生策トシテ最モ有利ナル製品ニ限り生産ヲ繼續ス其ノ爲事業
 ヲ約三分ノ一縮少セントス
 ナル最後の案ヲ樹立シ